

日田市老人憩の家の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について（趣旨）

1. 目的・理由

令和７年第１回市議会定例会において、「日田市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について」が可決されたことに伴い、同条例施行規則を一部改正する必要があること。

2. 内容

使用料の減免の記載の削除（第８条関係）

日田市赤石老人憩の家の施設廃止に伴い、不要となった使用料に関する規定を削除すること。

3. 施行の時期

令和７年４月１日

4. 意見公募を実施しなかった旨及びその理由

日田市行政手続条例第３７条第４項第８号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しませんでした。

該当理由

「日田市老人憩の家の設置及び管理に関する条例」の一部改正に伴い、当然必要とされる規定の整理であるため。